

# 7/24 神崎町議会議員 一般選挙投票日

任期満了による神崎町議会議員の選挙を、7月24日に投票で執行します。

あなたの貴重な一票を自覚と責任をもって投票しましょう。

## 投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

平成3年7月25日までに生まれた方

平成23年4月18日までに、神崎町の住民基本台帳に登録されている方（転入の場合は、同日までに転入の届出が済んでいる方）引き続き投票日当日まで町内に住んでいることが要件となります。

成年被後見人など、欠格事項に該当しない方

## 投票時間

午前7時～午後8時まで

## 投票所

第1投票所 神崎小学校体育館  
第2投票所 米沢小学校体育館

## 投票日に用事がある方は期日前投票を

### 投票を

#### 投票期間

7月20日水～7月23日土の毎日

#### 投票時間

午前8時30分～午後8時

#### 投票できる方

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方  
期日前投票所  
役場1階小会議室  
投票所入場券をご持参下さい。

病院などに入院中の方は不在者投票を

## 投票を

指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在

先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

身体に障害のある方は郵便による投票を

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳を持っている方  
両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の方

免疫の障害が1級から3級までの方

戦傷病者手帳を持っている方  
両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方

介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」交付の申請をして下さい。

開票 午後8時45分から

神崎ふれあいプラザ

選挙に関するお問い合わせは

神崎町選挙管理委員会

72 21111 内線 211

震災で破損した瓦・  
ブロックの受け入れを  
終了します。

現在、役場駐車場で受け入れしている瓦・ブロックについて、役場での受け入れは7月31日（日）で終了となります。

なお、処理業者への直接持ち込みは、引き続き行います。持ち込みには町で交付する搬入券が必要となりますので、事前に役場町民課で搬入券の交付を受けて下さい。

お問い合わせ等は、役場町民課生活環境係（72 2113）までお願いします。

